

**第 13 回 潟上市議会報告会**  
～みんなのギカイ～市民との意見交換会実施要領に基づく報告事項

**市当局への質問事項**

○「潟上市に空き家バンクがない理由は」について

**【回答】**

これまで、民間不動産業者による流通が図られていたことから、市として必要と見込んでおりませんでした。

しかしながら、今後策定予定である「潟上市空家等対策計画」に基づき、空き家の解消や移住定住の促進などの対策を進めていくにあたって、空き家バンクは有効な手段だと捉えておりますので、他市町村の事例や、空き家対策として展開していくため、不動産業者での扱いが困難である空き家にも対応した空き家バンクの活用を調査研究するとともに、過度な事務負担とならないような仕組みを工夫し、設置に向けて取り組んでまいります。

○「自治会のブロック会議は開催されるが、連合会の会議は開催しないのか」について

**【回答】**

市内の全自治会長を参集して開催していた「自治会長会議」は、令和元年度まで開催していました。（令和2年度は新型コロナウイルスの影響で中止）

この開催方法では、意見交換の時間が30分程度であり、また地域毎に困りごとや要望が異なることから、よりきめ細かく地域の意見を市政に反映させるため、令和3年度からは3地区の自治会長連絡協議会に協力をいただきながら、市内7地区（天王5・昭和1・飯田川1）に市長及び市当局が出向き、自治会長及び自治会役員と1時間～2時間程度の意見交換を行う形態に変更したものです。

- 「空き家・空き地の整備をしてもらいたい。見回りや草刈りは町内会で対応してきたが限界もある」について

【回答】

空き家・空き地の所有者等が適正管理することが原則となります。  
適正管理されていない具体的な場所を市へお示ししていただいた上で、現地調査を実施し、所有者等へ適正管理の依頼通知を送付します。

- 「持ち主不明の老朽化した空き家について、解体も含めて利活用を可能にするよう、市で対策を講じることはできないものか」について

【回答】

倒壊等保安上危険となるおそれがある場合は、応急・除却の代執行等の措置対応を検討してまいります。  
また、利活用が見込まれる場合などには、財産管理制度の活用を検討してまいります。

- 「ふるさと納税について返信封筒に切手を貼らなければいけないのを改善できないものか。また、返礼品に市内で使える商品券や墓掃除、空き家の見回りサービス（シルバー人材活用）などを追加する工夫はできないものか」について

【回答】

ふるさと納税制度には「経費を寄附金額の5割以内とする」ルールがあるため、仮に切手代を市で負担する場合、その分の経費を上乗せした状態で寄附金額の設定をする必要があります。

切手の貼付の件は、寄附金税額控除に係る申告特例申請書(ワンストップ特例申告書)を郵送する際に必要となるもので、この申請は寄附を行った全ての方が必要となる行為ではありません。確定申告により寄附金控除を受けられる方と、ワンストップ特例申請により寄附金控除を受けられる方の扱いに差が出てしまうことから、本市では当該申請の郵送費用を寄附者負担としております。

また、「市内でのサービスや商品券などの返礼品追加」につきましては、現在ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」において、市内の飲食店等で利用できる「PayPay 商品券」を返礼品として取り扱っております。空き家の見回りなどのサービスについては、該当サービスの提供が可能な事業者と協議し、検討させていただきます。